

## 事業者間の適正な情報伝達

### 1. 「検討会取りまとめ」等における方向性

- 器具・容器包装（以下「器具等」）の製造事業者から販売事業者等に対し、必要な情報を提供する。
- 原材料の製造事業者が、器具等の製造事業者の求めに応じ、適切な情報を提供する。  
※企業秘密への配慮、既存の枠組みの活用（事業者間取り決め、第三者機関証明等）

### 2. 前回の議論

- 情報伝達が必要な内容
  - ・ 情報伝達の対象（製品）を特定するための情報
  - ・ ポジティブリスト制度への適合が確認できる情報  
※使用条件の情報及び添加剤の使用の可否を器具等の製造事業者が原材料製造業者に確認した回答を含む。企業秘密への配慮も必要。
- 情報伝達の方法
  - ・ 必要な情報が担保されることを前提に方法は特定しない。  
※情報伝達を証明する記録の保管は必要。

### 【これまでの主な意見（概要）】

- 情報伝達の対象
  - ・ 業者間取引で、最低限必要な項目はポジティブリストへの適合性である。
  - ・ 原材料製造事業者について、努力義務ではなく義務ではないか。全て努力義務とするのではなく、きめ細やかな検討が必要。
  - ・ 原材料と加工品メーカーの責務を区分し、その責務の書き分けを希望。
  - ・ 商流で器具等の製造事業者が板挟みになる可能性を踏まえ、慎重な検討が必要。
  - ・ 輸入ラミネート製品については秘匿情報が多く、単なる“適合”との情報伝達によるコミュニケーションの欠落を懸念。海外情報の入手方法が非常に課題。
  - ・ 日本国内でも、供給者側の宣言、保証による情報伝達の実態があり、食品側や販売側で詳細確認ができないのが現実。
- 確認証明制度の活用
  - ・ 三衛協の確認証明制度は、企業秘密を保護した上で自主基準への合致を証明する制度。このような仕組みを上手に活用することも一法である。
  - ・ 積層製品は細かなカスタマイズのため、個々の確認証明の取得は非現実的。1つの確認証明書で自社製品と他社製品が同じものであることが開示される可能性もある。
  - ・ 確認証明制度は、原材料での運用は円滑だが、器具等の製造事業者から川下側への秘密保持という点で、なかなか使えない実態がある。

### ○その他の情報伝達方法

- ・ SDS (Safety Data Sheet)、検査機関の成績証明書が情報伝達の基本ツール。
- ・ 食品衛生法の適合が受発注の大前提で、製品毎の情報伝達がない商取引もある。
- ・ 製品納品時の使用条件の伝達は行っていない。食品製造事業者の要望を聞き、仕様を提案し、合意の上で製品化している。
- ・ 下流側から要求があった場合でも、物質情報は伝達していない。
- ・ 原材料調達時には、協議会の自主基準遵守を前提に契約し、物質情報の伝達は行っていない。事業者間でPL 収載物質のみ使用との契約が可能か否か。
- ・ 方法によらず、適切な監視体制があれば安心。
- ・ 情報伝達は自己宣言を基本とし、詳細は事業者間で設定する方法ならば、中小規模事業者でも実行可能と考える。

### ○中小規模事業者の対応

- ・ 確認証明制度は、中小規模事業者をカバーできるか課題が大きい。中小規模事業者を念頭に、実行可能な項目を明確化することは如何か。あるいはトレーサビリティに比重を置いては如何か。
- ・ 小規模事業者には、ガイダンス作成を含めた負荷の極小化が重要。
- ・ 個別の事業者に対しては、十分な理解のために情報伝達方法の例示も含め、情報提供するのが良いのではないか。

### 3. 本日の検討事項

- これまでの議論及び「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針（ガイドライン）」を踏まえ、情報伝達に関する省令の骨子案を別添のとおりとすることについて

### 4. 次回以降引き続き検討する事項

なし

## 情報伝達に関する省令の骨子案

### 【食品用器具又は容器包装の情報伝達】

(情報伝達)

- 1 法第 50 条の 4<sup>1</sup>に規定する説明事項は、次のとおりとする。
  - (1) 法第 18 条第 3 項<sup>2</sup>の規定により政令で定める材質が使用された製品又は原料が、法第 50 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号のいずれかである旨又はいずれかに該当する製品の原料として適切である旨が確認できる情報
  - (2) (1) の情報の対象となる原料又は製品を特定する情報
- 2 事業者間で、前項の情報が提供可能となる体制の構築に努め、説明する。
- 3 説明情報に変更があった場合、速やかに内容を更新し、関係事業者への提供に努める。

---

<sup>1</sup> 改正食品衛生法第 50 条の 4

- ① 第 18 条第 3 項に規定する政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その取り扱う器具又は容器包装の販売の相手方に対し、当該取り扱う器具又は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。
  - 一 第 18 条第 3 項に規定する政令で定める材質の原材料について、同条第 1 項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用した器具又は容器包装であること。
  - 二 第 18 条第 3 項ただし書に規定する加工がされている器具又は容器包装であること。
- ② 器具又は容器包装の原材料であって、第 18 条第 3 項に規定する政令で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、当該原材料を使用して器具又は容器包装を製造する者から、当該原材料が同条第 1 項の規定により定められた規格に適合しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、必要な説明をするよう努めなければならない。

<sup>2</sup> 改正食品衛生法第 18 条第 3 項

器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。